

## 2007年度「政策制度改善要請」

1. 労働福祉事業及び雇用保険三事業の見直しに伴い、中小企業労働者福祉サービスセンター(以下、サービスセンター)への国庫補助制度の廃止を踏まえ、県内9か所(うち1か所は共済会)のサービスセンターの経営自立化と、地域の「労働者福祉総合センター化」をめざし以下の施策支援を行うこと。

(1) 会員及び労働者ニーズに即した事業サービスで、より魅力あるサービスセンターづくりをめざすため、県内全てのサービスセンターの会員(事業主と従業員)を対象とした「統一アンケート調査」を実施すること。

但し、アンケート設問の作成や具体的な実施方法等については、各サービスセンターの意向を十分に反映させるため、「埼玉県中小企業労働者福祉サービスセンター協議会」に委託すること。また、アンケート調査にかかる費用は労働県民の労働福祉の安定と向上に資する支援事業として、来年度の県予算に盛り込むこと。

(2) 各サービスセンターの経営基盤の具体的強化施策の一環として、よりスケールメリットを発揮した事業展開が可能となるように、事業統合と未設置の自治体も含めた広域化を次のような枠組みで推進するよう、各サービスセンターの当該自治体、並びに対象となる未設置自治体に、県行政の立場から強く要望、奨励すること。

埼玉県西南地域広域サービスセンター

「所沢サービスセンター」、「狭山サービスセンター」、「入間サービスセンター」の事業統合と、未設置の飯能市・日高市を含めた5市による広域サービスセンター化。

埼玉県県央地域広域サービスセンター

「上尾サービスセンター」を核とした、桶川市・北本市・鴻巣市・伊奈町の4市1町による広域サービスセンター化。

川越・西入間地域広域サービスセンター

「川越サービスセンター」を核とした、坂戸市・鶴ヶ島市・越生町・毛呂山町の5市町による広域サービスセンター化。

富士見市・三芳町を加えた「ふじみ野市共済会」の広域サービスセンター化

(3) 「埼玉県中小企業労働者福祉サービスセンター

経営改革・改善委員会(仮称)」の設置

「埼玉県中小企業労働者福祉サービスセンター協議会」のもとに、国庫補助の経過措置が終了する2010年度(平成22年度)までを設置期間とする、「経営改革・改善委員会(仮称)」を設置し、サービスセンターの経営自立化と拡充に向けて系統的かつ具体的に協議・検討するよう当該自治体に指導、要請すること。

#### <要請の考え方(根拠)>

2005年度(平成17年度)12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」や「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に伴い、中小企業勤労者総合福祉事業(サービスセンター補助金)が廃止されることになったが、一方で大企業と中小企業の福利厚生面での格差も一段と拡大し、中・小零細企業に働く者の労働と生活環境はさらに厳しい状況に置かれている。

また、大企業や公務部門の福利厚生も、雇用の流動化、コスト負担の増大、ニーズの多様化などで行き詰まり、アウトソーシングや負担額の削減、互助会そのものが廃止されるなど、全ての勤労者福祉のあり方か問われている。このような現状の中で、中小企業の総合福祉事業として位置づけられてきたサービスセンターも、これまでの補助金に依存した経営体質から脱却し、自立的経営をめざす時期にきており、むしろ、今般の国庫補助の廃止を経営の自立化に向けたチャンスとしてとらえ、責任ある継続的な運営体制の確立と財政的自立をはかり、単に中小・零細企業を対象としたサービスセンターとしてではなく、スケールメリットの発揮と地域の「勤労者福祉総合センター」的視点に立って、抜本的かつ大胆な改革と改善で、地域の全ての勤労者の暮らしと生活の安定・向上に資する共助のシステムとして新たな発展をめざすことが求められている。

2. 定年後もより豊かなセカンドライフをおくり、また、地域で生き生きと活躍する元気な退職シニアを支援するために開設された「団塊世代活動支援センター」の機能を充実させるため、県・市町村、労働団体・福祉団体、経営・商工団体、企業、NPOをはじめ関係する各層・各団体で構成する「団塊世代活動支援センター・ネットワーク運営会議(仮称)」を常設し、県民一体となった支援体制と有効的な支援事業の展開をはかること。

#### <要請の考え方(根拠)>

人口減少・超高齢社会に対応する「エイジレス社会」の実現は、高齢化率が全国一のスピードで進む埼玉県にとって、経済や地域の活性化はもとより、雇用、生活福祉の拡充などあらゆる分野で不可欠の課題である。とりわけ長い職業生活で培ってきた技能・技術、多様な経験を有する退職シニアは、地域社会の貴重な人的資源であり、自らの経験や知識が積極的に地域で発揮できる環境整備は、行政のみならず県民の総意でもある。

そのために、行政・企業・市民組織の三つのセクターをはじめ、県民個々人も参画・参加するネットワーク型の運営が望まれる。

3. 国の「多重債務問題改善プログラム」にもとづいて設置されている「埼玉県多重債務対策連絡協議会」に、勤労県民の暮らしと生活を守り、向上を主たる事業目的とし

ている当協議会を、構成団体の一員として加えること。

<要請の考え方(根拠)>

周知のとおり、本年4月20日に発表された政府(金融庁)の「多重債務改善プログラム」の柱は、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供 多重債務者予防のための金融経済教育の強化 ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の4本である。

この政府の画期的な多重債務対策を、より実効あるものにしていくためには、「多重債務問題が深刻な社会問題であり、その解決が健全な社会の形成に極めて重要である」という視点に立って、県および市町村等の行政機関、弁護士、司法書士、そして労働金庫等の福祉金融機関等で構成している労働者福祉団体などが幅広く連携して取り組むことが不可欠である。また、改正出資法および改正貸金業法の施行までは、概ね2年半弱あることから、当面の大きな課題は230万人と推定されている多重債務者の掘り起こしを行い、経済苦による自殺などの悲劇を防ぎ、丁寧な相談体制の確立で生活の再生を支援することが求められている。当協議会には、勤労者の暮らしと生活を守るため、全国の労働者福祉協議会、並びに埼玉県弁護士会や埼玉司法書士会と連携し、法改正につながった「グレーゾーン撤廃、高金利引下げ運動」に積極的に参画して取り組んできた経緯があり、多重債務に陥った勤労県民を救済することは社会的使命と認識しているところである。従って、当協議会の意向をふまえ、県の「多重債務対策連絡協議会」の構成団体に参加させることを強く望むものである。

4. 生活に困窮している人たちの最低限の暮らしと生活、命を支える生活保護制度が、通称「水際作戦」の横行により、窓口で申請拒否や違法に追い返されるなど危機に直面していることから、生活保護法の主旨と意義を踏まえ、適正かつ公正な運用をはかるため、以下の施策を講ずること。

- (1) 県内全ての市町村に対し、生活保護の申請権を侵害するような違法行為(いわゆる水際作戦)の有無を調査すると同時に、生活保護法の主旨にもとづき適正かつ公正な運用をはかるよう、改めて勧告・指導すること。
- (2) 県として各市町村の捕捉率の現状を調査・公表するとともに、捕捉率を高める有効的な施策を講ずること。

<要請の考え方(根拠)>

生活保護世帯が100万世帯を超えており、格差社会が拡大・固定化しつつある中で「貧困」に陥る人が急増している。「最後のセーフティネット」といっても過言ではない生活保護法は、人々が生活に困窮したときの、人としての最低限の暮らしと生活、そして命を支えることを目的とした制度であるが、いわゆる「水際作戦」が各自治体の福祉事務所等で横行し、制度自体が危機に瀕している。生活保護法は保

護申請権を保障しているにもかかわらず、多くの生活困窮者が違法な窓口規制で申請書の受理拒否や、追い返されるというケースが多発し社会問題となっている。このような法の主旨を無視した違法な行為は、生存権を保障した憲法25条に違反することはもとより、人間の尊厳を否定する行為であり、断じてあってはならないことである。

また、生活保護制度を利用し得る人のうち現に制度を利用できる人が占める割合を示す「捕捉率」が先進諸国と比べても著しく低いことが指摘されており、県民生活の保護と保障の観点からも捕捉率の現状を速やかに調査し、捕捉率を高めるための有効な施策展開が急務となっている。

5. 政府(厚生労働省)は、地域における子育て支援の拠点となる、「つどいの広場事業」および「地域子育て支援センター事業」について、「児童館」の活用も図り、新たに「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」として再編し、それぞれの機能を活かしながら、地域の実情に応じた子育て支援拠点の拡充を図るとして、2009年度(平成21年度)の目標値である6000か所の前倒し実施めざしているが、当埼玉県における「子育て拠点」の達成率や進捗率は、市町村によってバラツキがあるとともに、全体としてはけっして高いと言えないことから、市町村と連携し子育て系NPOへの事業委託を積極的に推進すること。

<要請の考え方(根拠)>

国は次世代育成支援対策推進法にもとづき、全ての市町村における行動計画の策定などを進めてきているが、「緊急サポートセンター事業」が全県的施策であったり、ほとんどが市町村直営であったり、社会福祉法人や社会福祉協議会への依存のために事業進捗に広がりを見ていらない状況にある。

従って、NPOとの連携を積極的に進めている先進的な市町村の例にならない、子育て系NPOへの事業委託を積極的に推進することが望ましい。

6. 資金の面から新しい公共の担い手であるNPOや、コミュニティビジネスをめざす社会的起業家の育成支援を推進していくため、NPO育成・助成ファンド NPO応援・融資ファンド コミュニティビジネス投資ファンドの、3つのソーシャルファンド機能を有する「彩の国・生き活きファンド(仮称)」の創設をめざし、県・市町村・学識者・地元大学・企業・労働福祉団体、NPO(中間支援センター)等で構成する研究会を設置し、その具現化をはかること。

<要請の考え方(根拠)>

NPOが真に行政セクターとのパートナーとなり、新しい公共の担い手になるためには、それぞれがマネジメント力を高める努力が必要であると同時に、資金の面での社会的支援システムの確立が求められている。また、社会的起業の概念を実際に地域社会に広げていくためには、コミュニティビジネスが振興する環境整備が必要であり、

起業をめざす県民を資金の面で支援する、コミュニティビジネス・ファンドの創設が有効的と考えられる。

県民参加による、スケールメリットを活かした埼玉県独自の、助成・融資・投資の3つの機能を有したソーシャル・ファンド(社会的企業支援ファンド)としての「彩の国・生き活きファンド(仮称)」の創設に向けた研究会の設置とその具現化は、埼玉県の新しいマスター・プランである「ゆとりとチャンスの埼玉プラン大綱(埼玉県5か年計画)」の実現と推進に寄与するもと判断する。

7. 社団法人埼玉県労働者福祉協議会(埼玉労福協)、および構成福祉事業団体である中央労働金庫埼玉県本部、全労済埼玉県本部、埼玉県勤労者生活協同組合、埼玉県勤労者福祉センター(ときわ会館)、埼玉県労働者信用基金協会等に対し、勤労県民の生涯にわたる労働者自主福祉活動の推進、また、労働生活と暮らしの安定とゆとり創造に資する観点から、提携融資制度の充実をはじめとする諸労働福祉施策の拡充など、引き続き支援と協力をすること。

以上